

「支援センター風」地域活動支援センター事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南の風が開設する支援センター「風」が運営する「地域活動支援センター事業」（以下事業所）というの適切な運営を確保するために必要な設備及び運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害者および障害児（以下、「利用者」という）または障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者または障害児の保護者（以下「保護者等」という）の立場に立ったサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、障害福祉サービス事業を行うもの、その他の保健医療・福祉サービスを提供するもの等との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 支援センター「風」
- (2) 所在地 逗子市桜山 7-12-4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 施設長 1名
施設長は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 指導員 2名以上配置する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日～金曜日
ただし、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日まで並びに「国民の祝日に関する法律」第3条第1項及び第2項に規定する休日（1月1日及び月曜日に限る。）の場合を除く。
 - (2) 営業時間 午前9時～午後5時45分
 - (3) サービス提供時間 午前10時～午後4時
 - (4) その他 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、営業日若しくは営業時間を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日あたり10名とする。

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は、次の各号の通りとする。

- (1) 創作的活動・生産活動の機会の提供
- (2) 地域の福祉の拠点として社会との交流促進等
- (3) 高次脳機能障害者、高機能自閉症者、離職者等の受け入れ
- (4) 利用者に対する相談及び助言
- (5) その他利用者の状態に適した事業

(利用者から受領する費用の種類及び額)

第8条 サービスを提供した際に受領する費用の種類及び額は、次の各号の通りとする。

- (1) 利用料 無料
- (2) 創作的活動に係わる材料費 (実費)
- (3) その他

(工賃の支払い)

第9条 事業所は、生産活動に従事しているものに対し、生産活動に関わる事業の収入から生産活動に変わる事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスを利用するに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) その他管理上必要な指示に従うこと。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を駆るために次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(緊急時等の対応)

第12条 従業者は、現にサービスの手経を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときには、速やかに医療機関へ連絡する旨の措置を講じるとともに施設長に報告しなければならない。

(苦情解決)

第13条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、適切なサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次の通り研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- (2) 継続研修 1年 1回以上
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 雇用契約においては、従業者であったものが従業者で亡くなった後においても、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する書記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人湘南の凧と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成20年6月3日から一部改正する。

(施行期日)

3. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。